千葉市　公園施設長寿命化計画　１

（遊具、バックネット、テニスコート、防球フェンス）

平成25年3月

千葉市　都市局　公園緑地部　公園管理課

1．都市公園整備状況

（平成 25 年 3 月末時点）

管理対象都市公園の数	管理対象都市公園の面積	一人当たり都市公園面積
1,016 か所	7,135,762 m2	7.45m2/人

2．計画期間 〔 平成21・22・23・24～ 各10箇年 〕

3．計画対象公園

①種別別箇所数

街区	近隣	地区	総合	運動	広域	風致	動植物	歴史	緩緑	都緑	その他	合計
683	58	5	4	1	0	1	0	2	0	5	0	759

②選定理由

・平成21・22年度は、幼児、児童の安全確保を優先し、遊戯施設が設置されている都市公園を選定した。
・平成23・24年度は、運動施設であることや事故が起きた際の影響の大きさを考慮し、防球フェンス、バックネット、テニスコートの設置されている都市公園を選定した。

4．計画対象公園施設

①対象公園施設数

園路広場	修景施設	休養施設	遊戯施設	運動施設	教養施設
			2,022	220	

便益施設	管理施設	災害応急対策施設	その他	合計
				2,242

②これまでの維持管理状況

・市職員による目視・触診等による部材の磨耗状況、腐食、油切れや施設の破損状況等の確認を定期的に行い、適宜、施設の塗装、補修、部品交換を行っている。

③選定理由

平成２１・２２年度は幼児、児童の安全確保を優先し、遊戯施設を選定した。
平成２３・２４年度は運動施設であることや事故が起きた際の影響の大きさを考慮し、運動広場等に設置された防球フェンス、バックネット、テニスコートを選定した。

5．健全度を把握するための点検調査結果の概要

平成21,22年度調査(遊具2,000基（恵沢対象遊具のうち残り22基は直営作業での点検作業のため省く))の劣化度判定内訳は、劣化度D：73基（4%）、劣化度C：922基（46%）、劣化度B：924基（46%）、劣化度A：81基（4%）と重度の劣化(劣化度C)、最重要部材に重度の劣化(劣化度D)と診断された遊具が約4割を占めた。一方、ハザードは、ハザードレベル3（生命に危険があるか、重度の障害あるいは恒久的な障害をもたらす状態）が全体の約7割にあたる1350基を占めていた。

平成23,24年度調査（防球フェンス89基、バックネット34基、テニスコート97面）の劣化度判定内訳は、劣化度D：27箇所（12%）、劣化度C：68基・面(31%)、劣化度B：96基・面(44%)、劣化度A：29基・面(13%)となり、重度の劣化（劣化度C)または最重要部材に重度の劣化（劣化度D)と判断された施設が全体の約4割を占める結果となった。

6. 日常的な維持管理に関する基本的方針

・市職員による定期点検を年1回以上実施するとともに随時、日常点検を行う。
・標準使用期間（鋼製遊具15年、木製遊具10年）以上を経過している施設は、特に入念に点検を行う。
・劣化の中でも、特に消耗部材の劣化が目立ったため、日常点検では点検項目の中でも消耗部材は特に留意して点検を行う。
・鋼製部材については、施設を安全な状態に保つために塗装、部品交換を定期的に行う。

7. 公園施設の長寿命化のための基本方針

計画対象施設の多くは、処分制限期間または標準使用年数（遊具では鋼製15年,木製10年）を超えており、経年劣化が進行しているため、本計画の基本方針は、"撤去・更新"を主体とした計画とする。

【撤去・更新計画】

（遊具）

・公園の魅力が損なわれないよう、人気のある遊具（ぶらんこ、すべり台等）は同じ種類の遊具に更新をする一方で、それ以外の遊具（うんてい、ジャングルジム等）は撤去・更新費、維持管理費低減の観点から原則として撤去のみとし、更新は行わない。
・街区公園のなかでも特に面積が小さい公園は、安全領域の確保及び多目的に利用できる広場確保の観点から、すべての遊具を更新するのではなく、更新を行う遊具を選定する。
・複合遊具は、更新費が単体遊具に比較して高額であるため、比較的面積の小さい公園では、更新費、維持管理費低減の観点から単体遊具に更新する。
・ただし、近隣公園、地区公園、総合公園は、公園の誘致範囲が広範であり、街区公園と比較してその遊具を目的に来園する市民が多くいることから、現状の遊具種類、数量を今後も確保する。
・木製遊具は劣化の進行が速いため、撤去・更新費、維持管理費低減の観点から、今後は設置を控える。

（防球フェンス、バックネット）

・施設更新の対象となる施設は、従前と同等の機能が確保するために、すべて既設施設と同じ規格のものに更新する。

（テニスコート）

・施設更新の対象となるコート面は、既設の舗装面と同様の材質のものに更新する。
・付帯施設(フェンス、ベンチ、シェルター)も劣化が進んでいる施設は同様のものに更新する。

【遊具のハザード対策】

① 物的ハザードの低減

・5年以内に撤去が行われる遊具はハザード対策を行わない。（撤去により除去）
・5年を超えて使用する遊具については、ハザード3のなかでも危険なものから順次、ハザード除去を進め、5年以内に特に危ないハザード除去を完了させる。
・それ以外のハザードについては、撤去時期等を踏まえ、段階的に除去する。

② 人的ハザードの低減

・市民に遊具の安全な利用について周知を図る。
・全遊具に"遊び方サイン"のステッカーを張り付ける。
・事故の多い遊具の一部には、遊び方に関する独立看板を設置する。

【塗装・部品交換計画】

遊具

・塗装と部品交換は5年間隔（1回目は8年間で一巡）とし、焼き付け塗装の遊具は、塗装の品質を考慮し、初回は10年、それ以降は5年間隔とする。

防球フェンス(鋼製)、バックネット

・設置後、15年経過した時点で施設点検を実施し、その後、10年ごとに塗装を行う。
また、塗装に合わせ部 品交換を実施する。

8. 計画全体の長寿命化対策の実施効果

（遊具）

11年間(平成22～)で必要となる費用は、892,116千円であり、ライフサイクルコストは全体で1,519,947千円縮減される。

（防球フェンス、バックネット、テニスコート）

11年間（平成24～)で必要となる費用は357,075千円であり、単年度あたりのライフサイクルコストは47,720千円縮減される。